

公立夜間中学設置等による教育機会の確保に向けて（概要版）

資料作成の趣旨

全国には、様々な理由により義務教育が未修了のため、年齢、性別、国籍を問わず、漢字の読み書きや計算ができずに困っている方がおり、その教育機会の保障について必要性が指摘されています。そのような中、国においては、義務教育課程の未修了者が通える夜間中学の設置も含め、教育機会の確保に関わる体制の整備を進めています。北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、国の制度や道内の現状、他都府県による様々な取組などについて取りまとめ、その情報を道内市町村に提供することにより、公立夜間中学設置等による教育機会の確保などについて理解を深め、道教委と市町村が連携した取組などの促進が図られるための一助として、「夜間中学等に関する協議会」によるご意見を踏まえた本資料を作成しました。各市町村教育委員会におかれましては、本資料を活用いただき、地域の実情や住民の方々のニーズに応じた教育機会の提供に向け、取組を進めていただければ幸いです。

資料の内容

1 公立夜間中学等の設置が求められる背景

【公立夜間中学の役割】

公立夜間中学は、多様な方々に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための役割を担っている。令和2年4月現在、10都府県28市区で34校が設置されており、在籍生徒は義務教育未修了の学齢超過者のほか、日本国籍を有しない生徒が増加し約8割を占めている。

【地方公共団体の役割】

地方公共団体には、教育機会確保法第14条に規定する「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」の設置だけでなく、その他、教育機会を確保するために必要な措置を講ずることが求められている。

3 道教委の取組

【本道における夜間中学等の在り方についての検討状況】

平成27年度：札幌市教育委員会と連携して文部科学省の委託事業により、公立夜間中学の設置に関する課題と対応などについての調査研究を実施

【「夜間中学等に関する協議会」による検討状況】

平成29年度：道内における夜間中学やその他の教育機会の提供の在り方などについて具体的な検討を進めるため、道と札幌市の職員に加え、学校職員や自主夜間中学などの民間団体の関係者、学識経験者等により構成される「夜間中学等に関する協議会」を設置

平成31年1月に開催した協議会では、公立夜間中学について「札幌市内への設置を前提として協議を進める」ことが確認された。その後の協議会ではその他地域における教育機会の確保の在り方について継続協議

2 本道の状況

【夜間中学入学対象者の状況】

- ① 未就学者
平成22年の総務省「国勢調査」では、未就学者は、7,374人
道内全179市町村の92%にあたる165市町村に未就学者が存在
- ② 外国人居住者
平成30年12月31日現在の法務省「在留外国人統計」では、36,899人と増加傾向
- ③ 不登校生徒
令和元年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、国公私立中学校の不登校生徒数は、5,639人と増加傾向

4 資料 < Q & A >

- Q 1 法律の概要 Q 2 入学対象(1) Q 3 入学対象(2) Q 4 教育内容
Q 5 教育課程編成上の留意点 Q 6 授業日数や授業時間 Q 7 日本語指導
Q 8 通学困難生徒への対応 Q 9 教科書給与 Q10 設置形態(1)
Q11 設置形態(2) Q12 教職員定数や地財措置 Q13 設置検討支援
Q14 入学するまでの手続やプロセス Q15 ニーズ調査の進め方
Q16 道外の設置検討状況 Q17 公立夜間中学（事例）
Q18 教育機会の提供方法（事例） Q19 問合せ先